

答 申 情 第 1 2 6 号
令 和 3 年 1 0 月 2 6 日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月2日付け教指学第30号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

校長会に出席した際の会議記録等一切の不存在による非公開決定事案（諮問情第224号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年10月30日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成26年度・平成27年度・平成30年度・令和2年度における学校指導課高校担当課長，課長補佐及び係長が，それぞれ京都市立高校校長会に出席した際の会議記録・メモ・報告及びそれに類する文書や音声データ，並びにそれらの電磁的記録の一切」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は，本件請求に係る公文書を作成又は保存していないことを理由として，不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし，令和2年11月17日付けで，その旨及びその理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は，令和3年1月6日に，本件処分を不服として，行政不服審査法第2条の規定により，本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると，処分庁の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

京都市立高等学校校長会は，京都市の高等学校，高等部だけを置く白河総合支援学校及び東山総合支援学校の校長からなる任意団体であり，毎月1回程度，情報や意見を交換するための会議（以下「会議」という。）を開催している。会議には，当委員会指導部学校指導課高校教育係長及び指導主事（以下「当委員会職員」という。）が出席

することを基本としており、必要に応じて、教育委員会の施策の周知、情報の伝達、意見交換等（以下「施策の周知等」という。）を行っている。

請求内容は、当委員会職員が会議に出席した際の会議記録である。

(2) 本件請求に係る公文書が存在しないことについて

ア 会議は、初めに教育委員会からの報告等、次に校長会からの報告等、PTA からの報告等、最後に確認事項の順で行われている。

このように、会議は、施策の周知や情報交換を目的としており、施策などについて決定を行うものではないことから、会議の内容について会議記録は作成する必要はない。

イ 当委員会職員は、施策の周知等を目的に会議に参加しており、施策の周知等を行った際の様子等について、必要に応じて他の職員と口頭で共有するという取扱いをしているため、会議記録の作成を必須としていない。また、当委員会職員が会議に出席し個人的なメモを取ることはあるが、必ずしも組織的に共有することを目的としていない。ただし、場合によっては、会議記録を作成し、又は個人的メモが組織的に共有されることもあり得るところ、その場合は、会議記録等は京都市教育委員会事務局文書取扱規程においてその例によることとしている京都市公文書管理規則に基づき1年未満保存文書として保存される。

ウ 本件請求のうち、平成26年度、平成27年度及び平成30年度については、保存年限の超過により会議記録の作成の有無を確認することができず、また、令和2年度については、会議記録を作成していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件決定は、請求対象文書の不存在を理由とする非公開決定であるにもかかわらず、いかなる理由で不存在であるのか、すなわち「当該文書が存在していないことの要因」を記載していない。それどころか、「請求に係る公文書を作成又は保存していないため」としており、作成していないのか、作成はしたが現時点で保存していないのかすら明らかではない。

- (2) 公立学校の校長会は、任意団体であるが、教育行政と密接な関係を持つ。京都市立高校校長会には、事務を担当する処分庁の嘱託職員が配置されており、京都市補助金も交付されている。
- (3) 学校指導課高校担当課長、課長補佐及び係長のいずれかの者が業務上、毎会同校長会の会議に出席している。会議では、教育行政上重要な議論が活発にされており、当該職員は、提案や議論等のための資料を提供したり、議論等の内容を持ち帰って内部で報告したり検討したりする必要がある。
- したがって、当該職員が会議に出席した場合には、提案・報告等の資料を提出したり、メモをしたり、会議記録を作成あるいは受領したりすることが当然あるはずであり、それら文書は職務上作成又は取得した文書等であるから、公文書に該当する。
- (4) 新型コロナ禍への対応など、市立高校と教育委員会が連携して取り組むべき重大な課題が例年になく多かった令和2年度においては、繰り返し両者間での検討、相談、申し合わせがされたはずであり、その過程では、会議の内容を共有し、状況を正確に把握する必要があったはずである。
- (5) 処分庁は、会議記録や組織的共有を目的とした個人的メモが1年未満保存文書として保存されると主張するが、当該文書が1年未満保存文書になることについて、その根拠を具体的に示すべきである。
- また、1年未満保存文書に当たるとしても、実際上の必要性からそれ以上保存することは珍しくないのであり、実際に保存されている以上は公開する義務がある。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について
- 審査請求人の求める文書は、平成26年度・平成27年度・平成30年度・令和2年度に、学校指導課高校担当課長、課長補佐及び係長が会議に出席した際の会議記録・メモ・報告及びそれに類する文書や音声データ等の電磁的記録の一切である。
- (2) 本件処分について
- ア 審査請求人は、処分庁（指導部学校指導課）は、会議の内容を持ち帰って内部で共有する必要があることから、職員が会議に出席した際にメモをしたり、会議記録

を作成あるいは受領することが当然あるはずだと主張する。

イ 一方、処分庁は、会議への出席目的は施策の周知等であり、施策等について決定を行うことがないことから、会議記録は作成する必要がなく、また、仮に会議記録を作成し、又は個人的メモを組織共有していたとしても、保存年限（1年未満）の超過により作成の有無を確認することができない（令和2年度については作成していない）と主張する。

ウ これについて、当審査会は次のように考える。

(ア) 審査請求人の主張するように、会議の内容を内部に持ち帰るために、出席者が記録又はメモ等を作成することは十分あり得ることではある。

(イ) しかしながら、会議の出席目的が施策の周知等であって会議において何ら意思決定をするものではないから記録等を作成する必要はないとする処分庁の主張には、特に不合理な点は認められない。

この点につき、審査請求人の反論書に添付された令和2年度第1回～第10回の市高校長会の資料（各資料の「1. 教育委員会より」の部分）を当審査会が見分したところ、処分庁の会議の出席目的が教育委員会から校長会に対する施策の周知等（伝達や連絡が主なもの）であることがうかがわれるものであった。

(ウ) また、仮に記録等を作成又は受領していたとしても保存期間（1年未満）を超過しており作成の有無が確認できないとする処分庁の主張についても、会議の出席目的や公文書の取扱いに関する規程に照らせば、特に不合理な点は認められない。

この点につき、当審査会が確認したところによると、京都市教育委員会事務局文書取扱規程では「京都市教育委員会事務局における文書の取扱いについては、・・・市長部局の例による」とされ、京都市公文書管理規則には、保存期間が1年未満の文書として「会議等において受領した資料で軽易なもの」や「決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないもの」等が規定されている。

(エ) したがって、本件請求に係る公文書が存在しないとしても不合理ではない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 2月 2日 諮問

3月 3日 諮問庁からの弁明書の提出

4月12日 審査請求人からの反論書の提出

9月15日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第5回会議）

10月26日 審議（令和3年度第6回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）